

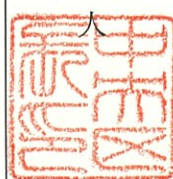
都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画地域冷暖房施設に係る都市計画の案を次のように公告し、公衆の縦覧に供します。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中に中央区に対して意見書を提出することができません。

令和八年六月九日

中央区長 山 本 泰



都市計画の種類・名称	都市計画を定める土地の区域
東京都市計画地域冷暖房施設 八重洲日本橋地区地域冷暖房施設	変更する部分 中央区八重洲一丁目、日本橋一丁目、日本橋二丁目 及び日本橋三丁目各区内

一 縦覧場所 中央区都市整備部都市計画課（本庁舎五階）

二 縦覧期間 令和八年六月九日から令和八年六月二十三日まで（閉庁日を除く）

三 縦覧時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先 東京都中央区築地一丁目一番一号
中央区都市整備部都市計画課（本庁舎五階）

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第七条第一項の規定により組織された東京圏国家戦略特別区域会議が同法第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について公告しましたので、左記のとおり縦覧します。

なお、本区の区民及び利害関係人は、縦覧期間中に東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができます。

令和八年六月九日

中央区長 山本 泰



一 縦覧に付す書類等

東京圏国家戦略特別区域会議公告文写し及び関係図書一式

二 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画都市再生特別地区（築地一丁目地区）

三 当該事項を定める土地の区域

追加する部分

中央区築地一丁目地内

四 縦覧場所

中央区都市整備部地域整備課（本庁舎五階）

五 縦覧期間

令和八年六月九日から令和八年六月二十三日まで（閉庁日を除く。）

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

七 意見書の提出先

東京圏国家戦略特別区域会議

（提出窓口）東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第七条第一項の規定により組織された東京圏国家戦略特別区域会議が同法第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について公告しましたので、左記のとおり縦覧します。

なお、本区の区民及び利害関係人は、縦覧期間中に東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができます。

令和八年六月九日

中央区長 山本 泰



一 縦覧に付す書類等

東京圏国家戦略特別区域会議公告文写し及び関係図書一式

二 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画地区計画築地地区地区計画

三 当該事項を定める土地の区域

変更する部分

中央区明石町、築地一丁目、築地二丁目、築地三丁目、築地四丁目、築地五丁目、築地六丁目及び築地七丁目各区内

中央区都市整備部地域整備課（本庁舎五階）

令和八年六月九日から令和八年六月二十三日まで（閉庁日を除く。）

四 縦覧場所

午前九時から午後五時まで

五 縦覧期間

東京圏国家戦略特別区域会議

（提出窓口）東京都中央区築地一丁目一番一号

中央区都市整備部地域整備課（本庁舎五階）

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第七条第一項の規定により組織された東京圏国家戦略特別区域会議が同法第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について公告しましたので、左記のとおり縦覧します。

なお、本区の区民及び利害関係人は、縦覧期間中に東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができます。

令和八年六月九日

中央区長 山本 泰



- 一 縦覧に付す書類等
東京圏国家戦略特別区域会議公告文写し及び関係図書一式
- 二 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
東京都市計画特定街区築地一丁目特定街区
- 三 当該事項を定める土地の区域
中央区築地一丁目地内
- 四 縦覧場所
中央区都市整備部地域整備課（本庁舎五階）
- 五 縦覧期間
令和八年六月九日から令和八年六月二十三日まで（閉庁日を除く。）
- 六 縦覧時間
午前九時から午後五時まで
- 七 意見書の提出先
東京圏国家戦略特別区域会議
（提出窓口）東京都中央区築地一丁目一番一号
中央区都市整備部地域整備課（本庁舎五階）

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第七条第一項の規定により組織された東京圏国家戦略特別区域会議が同法第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について公告しましたので、左記のとおり縦覧します。

なお、本区の区民及び利害関係人は、縦覧期間中に東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができます。

令和八年六月九日

中央区長 山本泰



一 縦覧に付す書類等

東京圏国家戦略特別区域会議公告文写し及び関係図書一式

二 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画第一種市街地再開発事業
築地一丁目地区第一種市街地再開発事業

三 当該事項を定める土地の区域

中央区築地一丁目地内

四 縦覧場所

中央区都市整備部地域整備課（本庁舎五階）

五 縦覧期間

令和八年六月九日から令和八年六月二十三日まで（閉庁日を除く。）

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

七 意見書の提出先

東京圏国家戦略特別区域会議

（提出窓口）東京都中央区築地一丁目一番一号

中央区都市整備部地域整備課（本庁舎五階）